

《鳴門市農業委員会 5月総会 議事録》

開催日時 令和元年5月29日(水) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
7番	柴田 精治	8番	谷口 清美	10番	中井 弘
11番	仲須 眞理	12番	長谷目 隆	15番	板東 幸雄
17番	増金 義文	18番	松村 多美子	19番	向 栄治
20番	八木 健治				

欠席委員

9番	手塚 弘二	13番	濱堀 秀規	14番	林 博子
16番	藤本 詳治				

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	利用権設定	146件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について		3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について		5件
議案第4号	取消願について		1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
②農地法第4条第1項第7号の規定による通知について	1件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	3件
④使用貸借解約について	2件
⑤地目照会について	2件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年5月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員16名、欠席委員4名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行につきましては、谷口会長様にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は11番仲須委員、15番板東委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

利用権設定 146件>

・利用権設定について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。

続きまして、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件 >
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
まず申請番号1番及び2番の案件について、地元委員さんからご意見を
お願いします。

事務局係長 地元委員の松村さんがご都合により遅れて出席されるため、意見を伺って
おりますので述べさせていただきます。
申請地はJR教会前駅から南西へ約180mの位置にある農地です。
譲受人の高橋さんは、新規に農業を始めます。計画については、鳴門市に
て青年等就農計画の認定を受けております。取得後は夫婦で農業経営行い、
トマトを栽培する計画です。
現在申請地は耕作放棄地となっておりますが、トマトの栽培を行うにより、
周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無
いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番及び2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号1番及び2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見を
お願いします。

金田委員 4番。田村さんはこれまでも、甘藷・大根を作る農家で、鳴門市で認定農
業者として認定されており、地域の担い手でもあることから、この申請につ
き、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号3番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 農地法第5条の規定による許可申請について 5件>
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番及び3番の案件について、関連しております案件ですので、同時にご意見を伺います。地元委員さんをお願いします。

事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席のため、事前にご意見をお預かりしましたので述べさせていただきます。

申請地は、ドイツ村公園の東にある農地です。借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

計画では、整地・転圧を行い、施設周囲には既設のコンクリート壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、ドイツ村公園の東に位置する農地であり、周囲を住宅地、徳島北灘線と山林で分断された10ha未満の広がりがない農地であり、第2種農地に該当します。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを324枚設置、49.5kw発電出力が見込まれております。

本設備は平成31年2月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成31年2月になされております。

事業計画では、碎石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設

のコンクリート壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番及び3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番及び3番については原案どおり承認することといたします。

続きまして、申請番号2番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

事務局係長

こちら本日も欠席の手塚委員さんの担当地区でございますので、事務局の方で委員さんからお預かりした意見を述べさせていただきます。

申請地は、こちら申請番号1番及び3番と同じで、ドイツ村公園の東に位置する農地です。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設のコンクリート壁と新設するフェンス及び畦畔を設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、ドイツ村公園の東約180mに位置する農地であり、周囲を住宅地、徳島北灘線と山林で分断された10ha未満の広がりない第2種農地に該当します。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを124枚設置、33kwの発電出力が見込

まれております。

本設備は平成31年3月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成31年3月になされております。

事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設のコンクリート壁と新設する畦畔とフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も少ないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号4番の案件について地元委員さんよりご意見をお願いします。

向委員 19番。申請地は、鳴門西小学校の北東に位置する農地です。
譲受人は、申請地南側に住んでおり介護事業を営んでいます。今回、営業車両の増車により敷地が手狭になることから、隣接する申請地を駐車場及び仮設休憩所敷地として利用することを計画し、売買契約が成立したため今回の申請となりました。
なお、譲受人が現在利用している駐車場については確認済みです。
計画では、整地を行うのみで、既存のブロック塀及び新設する杭打ち等により周辺農地への被害防除に努めます。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門西小学校の北東約300mに位置する農地であり、周囲を住宅地及び山林に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、申請地南側に住んでおり介護事業を営んでいます。このたび、営業車両の増車により敷地が手狭になることから、隣接する申請地を駐車場

及び仮設休憩所敷地として利用することを計画し、譲渡人と売買契約が成立したことにより今回の申請となりました。

なお、譲受人が現に利用している駐車場については、地元委員さんと共に現地にて確認しています。

計画では、整地を行うのみで、既存のブロック塀及び新設する杭打ち・コンクリートブロックにより周辺農地への被害防除に努めます。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画です。

他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も少ないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

八木委員 20番。申請地は、JR板東駅の南東に位置する農地です。
貸人と借人は親子であり、借人が住宅の建設を計画したところ、実家から近く、県道にも接している申請地が住宅敷地として適地であると判断し、今回の許可申請となりました。
なお、申請地は水路との境界未確定部分があったため、水路所有者である財務省から本申請に対する同意書の提出を受けております。また申請地が盛り土等を行っていることが判明したため、貸人に無断転用による指導を行い、始末書の提出も受けています。
計画については、山土にて嵩上(かさあげ)する計画となっており、周囲には既設のコンクリート擁壁等により土砂・雨水の流出を防ぎ、周辺農地への被害防除を図ります。
排水については既設されている側溝から、県道沿いの水路に放流する計画となっており、県道管理者の確認と地元水利組合の同意を得ております。
他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、J R板東駅の南東約 600m に位置する農地であり、県道 徳島北灘線と住宅地に囲まれた 10ha 未満の広がりない農地であり、第 2 種農地に該当します。

貸人と借人は親子であり、現在、借人が板野郡藍住町で住んでおり、住宅の建設を計画したところ、実家から近くにあり、県道にも接している申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。

なお、申請地は財務省所管の水路と隣接しておりますが、土地境界が未確定となっているため、財務省である、四国財務局徳島財務事務所より本許可申請について同意書の提出を受けております。また農地法の手続きを経ずに盛り土等が行われていることが判明したため無断転用による指導を行い、貸人より今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書の提出も受けています。

計画については、20 cm程度山土にて嵩上(かさあげ)する計画となっており、周囲には既設のコンクリート擁壁等の活用と境界に面した敷地の高さを 10cm 程度低くすることにより土砂・雨水の流出を防ぎ、周辺農地への被害防除を図ります。

排水については申請地南側に既設されている側溝から、申請地西側の県道沿いの水路に放流する計画となっており、県道管理者の確認・地元水利組合の同意を得ております。

また建築予定の建物は住宅であるため、都市計画法に基づく開発許可については申請済みであることも確認済みです。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。
申請番号 5 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 5 番については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第 3 号』については全てご審議いただきました。
次に『議案第 4 号』取消願についての審議に入ります。
まず、事務局より内容の説明を求めます。

事務局係長

< 4. 取消願について 1 件 >
・申請番号 1 について申請内容説明

事務局係長 引き続き、取消願の申請の詳細な内容について説明させていただきます。
今回の申請の取消願につきましては、平成 30 年 7 月に、農地法第 3 条の規定に基づき、申請地の所有権移転の許可を行っており、譲受人の●●さんに生前一括贈与として、▲▲さんから所有権移転が行われています。
今回、当事者間の事情により、贈与契約を取り消したいという旨の申請内容が出てきている状況です。
事務局の説明からは以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等はないようでございますので、採決いたします。
『議案第 4 号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 『議案第 4 号』については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第 4 号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第 5 号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 5. 報告事項 15 件 >

① 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について	7 件
② 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による通知について	1 件
③ 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	(経営基盤法) 3 件
④ 使用貸借解約について	2 件
⑤ 地目照会について	2 件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

谷口会長 無いようでございますので、『議案第 5 号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。

長谷目委員

大津町大代で新たに農業を始める場合、下限面積が50a必要ということになっているかと思いますが、作物によっては50a所有するのは難しいと思うので、農業振興地域と市街化調整区域で別設定にすることは難しいのでしょうか。

農業振興地域は、甘藷やレンコンを作っている農地が多く、市街化調整区域の方には梨や施設栽培が主になるので、同じくくりでいくのはどうか思っているのですが、市街化調整区域の方の下限面積を小さくするといったことはできないでしょうか。

事務局係長

現時点では町ごとのくくりになっておりますので、大津町は全域50aということになっております。

事務局長

50aの根拠といたしましては、平成23年の農地法改正以前は、「下限面積」という言い方をしていたものが今は「目安面積」となりましたが、元は農地法が根拠になっております。

都道府県によって設定面積が違っていて、例えば北海道の場合は2ha、徳島県の場合は50aというのが根本にあって、それを基準にそれぞれの地区の裁量によって増減ができることとなっております。

従いまして、大津町や里浦町のように農業が盛んなところは50a、大麻町はそれよりもやや経営規模が当時小さかったので40a、それ以外の地区につきましては30aとしております。

これは、都市計画の区分ではなく、当時の町別の規模をベースにそのような設定にしております。

また、市街化区域につきましては、市街化区域そのものが経営基盤法の設定ができません。農地の貸借ができないようになっています。ですので、逆に言えば下限面積が必要ないということになります。

たとえば、大津町大代のように市街化区域と市街化調整区域の混同している所が他にもありますが、その中で、市街化調整区域につきましては、その町の決まった下限面積を運用していただく必要があるし、市街化区域を設定する場合につきましては、農地法や経営基盤法というよりも、民法的な話になりますので、そこを切り分けて考えていただく必要があると思います。

市街化区域で農地を売買や貸し借りするというのが本来想定されてない代わりに、いつでも農地以外に転用できる一般的な土地として民事上の契約をしてくださいとなっております。

長谷目委員

市街化区域の方は理解できますが、市街化調整区域については、施設栽培等になってきたらちょっと厳しいのではないかと思います。

事務局長 ハウス栽培で農業をすとなれば、大津町の50aというのは、ハウス栽培にしたらかなり規模が大きいので、あくまでも目安として、またその都度弾力的に考えていかざるを得ないと思います。

谷口会長 他にありませんか。
事務局なにかありませんか。

事務局次長 特にありません。

谷口会長 それでは、これを持ちまして令和元年5月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 14時40分
令和元年5月29日

会 長

議事録署名者

議事録署名者